

審 査 の 結 果 の 要 旨

氏 名 金 哲 永

本論文は、地区レベルの環境整備において、住民が締結する協定（以下、住民協定制度）が、どのような役割を果たしているのか、韓国のソウル市と日本の神奈川県横浜市の事例をとりあげ検討することを通じて、明らかにしたものである。

論文では、まず住民協定制度の制度的特徴を、法定都市計画制度である地区計画制度や法的根拠を有する建築協定制度等の類似制度と比較することにより、理論的に明らかにしている。具体的には、住民協定制度は、すべての住民・地権者に対して規制を課すという意味においては公法的性格を有するといえるが、あくまで協定という制度枠組みから、行政による規制とは異なり社会的ルール（慣習法）として、地域住民組織による各種の政治的・社会的な働きかけによってはじめて実効性（規制力）を有する性質をもっていることを整理・指摘している。

その上で、ソウル市の協定の活用事例について、事例研究を行った。ソウル市において協定が締結されている全5地区を対象として、協定の締結経緯、内容、運営状況、遵守状況等について、行政及び協定締結をおこなった住民へのインタビュー調査、現地踏査、および関連資料の収集・分析を通じて、詳細に検討した。その結果として、すべての協定は商店街地区において締結されていること、行政発意で地元商店街組織に働きかけがあり協定が締結されていること、このため協定の締結は商店街のリーダーのイニシアティブによるところおが大きいこと、このリーダーの働きかけによって協定の効力が地区によって異なることなどが明らかになった。

ついで、日本において住民協定制度の運用実績が最も多い自治体の一つである神奈川県横浜市の事例をとりあげて、事例調査を行った。まず、横浜市において住民協定が制定されている全34地区を対象に、アンケート調査によって、協定の締結経緯、内容、運用上の課題について、全体的状況を明らかにしている。そ

の結果、横浜市においては、多様な地区において住民協定が用いられており、また住民協定が導入された経緯・背景、締結内容および協定が果たしている役割も地区の状況・特性に応じて異なるものであること、一方で、協定を運用する住民組織がすべての地区において存在しており、自治会や商店会組織などと連携をはかりながら協定の運営に関わっていることなどを明らかにしている。その上で、典型的な4地区について、協定を運営している住民組織のリーダーに対してインタビュー調査を行った。これにより、住民協定は、住民組織による開発事業に関する地区の情報収集や、開発計画への協議を通じた積極的な働きかけがあってはじめて効力を有していること、そして市条例にもとづく事業者への行政指導と市による住民組織への支援が有効であったことを明らかにしている。

最後に結論では、ソウル市と横浜市の事例調査の結果について比較検討し、住民協定の導入期にある韓国に対する示唆をまとめている。

審査会では、主に、事例調査の方法の適切さ、住民協定制度の役割に関するソウル市と横浜市との違い、及び住民協定制度の導入期にある韓国に対する本研究による示唆について質疑が行われた。

審査の結果、法定制度の地区計画制度に加えて住民協定制度に代表される法的拘束力が弱い計画制度が、韓国や日本のようにベースとなる土地利用規制の緩い国では重要であり、これに対して、本研究は、今後の日本と韓国において、住民協定制度をどのように発展させるべきか？ について新たな有用な知見を多く含んでいることが確認された。

特に、住民協定制度を導入して間もない韓国においてその運用実績を初めて詳細に明らかにした点と、今後、韓国において住宅地において住民協定制度を運用することを念頭に置いた場合には、協定の運用にあたる住民組織の形成と、行政による支援体制と必要な制度環境の整備が欠かせないことを指摘したことは高く評価された。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。